燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　大阪府は、大阪における水素の利活用を促進し、もって府内の産業振興に資するため、府内に燃料電池バスを導入する事業者を支援する燃料電池バス導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　燃料電池バス：搭載された水素を燃料として用いる燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第１項の規定による自動車検査証の交付を受けた自動車をいう。）であって、日本国内で販売されている乗車定員11人以上のものをいう。

(2)　環境省補助金：令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業）を活用して、燃料電池バスを導入する事業者に対し交付する間接補助金をいう。

(3)　リース事業者：リース契約その他知事がリース契約と同等の契約として認めたものに基づき、燃料電池バスの貸付等を行う者をいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、燃料電池バスの導入について、環境省補助金の交付決定を受けた者（環境省補助金の交付申請を２者以上の事業者が共同で行った場合は、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とし、補助金の交付を受ける代表事業者を補助対象者とする。）であって、次に掲げる者をいう。

(1)　民間企業（リース事業者を含む。）

(2)　地方公共団体

(3)　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人

(4)　一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人

(5)　法律により直接設立された法人

(6)　その他知事が認める者

（補助事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、燃料電池バスを大阪府内に導入する事業であって、次の各号を全て満たすものをいう。

(1)　燃料電池バスの初度登録日が、交付決定日から令和４年２月28日の間であること。

(2)　道路運送車両法第60条第１項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が大阪府内にあること。

(3)　燃料電池バスの導入時から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた乗合自動車の耐用年数期間（以下「耐用年数期間」という。）である５年以上、大阪府内において継続的に運行する事業であること。

（補助対象経費等）

第５条　知事は、補助事業者が行う補助事業に必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

２　前項に定める補助対象経費は、環境省補助金の補助対象経費と同一とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

３　補助額については、燃料電池バス車両本体価格から環境省補助金を差引いた額の２分の１とし、補助上限額は１台当たり26,625千円とする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項の規定による補助金交付申請書（様式第１号）には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)　事業計画書（様式第１－２号）

(2)　要件確認申立書（様式第１－３号）

(3)　暴力団等審査情報（様式第１－４号）

(4)　その他知事が必要と認める事項

２　規則第７条の規定による補助金の交付の決定の通知を受ける前に補助事業に着手する場合は、事前着手届出書（様式第２号）を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容等の変更申請等）

第７条　補助事業者は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に該当するときは、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。

２　規則第６条第１項第３号の規定に該当するときは、補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を知事に提出しなければならない。

３　規則第６条第１項第４号の規定に該当するときは、補助事業遅延等報告書（様式第５号）を知事に提出しなければならない。

（変更承認の特例）

第８条　規則第６条第１項第２号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

（補助金の交付の条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次の各号に掲げる事項とする。

　(1)　補助事業者は、第１条に掲げる目的を達成するため、燃費や車両整備等の運用ノウハウなど実車運行に関する情報をH２Osakaビジョン推進会議に報告するなど、水素・燃料電池関連産業振興に向けた府の施策に協力すること。

　(2)　補助事業者は、本事業における水素の利活用について多くの人に知ってもらえるよう、その取組について積極的な情報発信に努めること。

（補助金の交付申請の取り下げ）

第10条　補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第７条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、書面により当該申請の取下げを申請することができる。

２　前項の規定による申請の取下げ承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（導入及び利用に関する実績報告）

第11条　規則第12条の規定による報告は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日までに導入実績報告書（様式第６号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

(1)　環境省補助金の完了実績報告書の写し

(2)　購入車両の自動車検査証

(3)　燃料電池バス販売会社と補助事業者との売買契約書等の写し

(4)　リース契約の場合は、その契約書等の写し

(5)　燃料電池バスの導入に係る支払証憑（領収書の写し等）

(6)　補助対象燃料電池バス及び主に利用する水素ステーションの写真並びに水素の充填実績を確認できる書類（領収書の写し等）

(7）その他知事が必要と認める書類

３　補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後３年間、利用実績報告書（様式第７号）を各年度の終了後30日以内に知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

２　前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに交付請求書（様式第８号）を知事に提出しなければならない。

（補助金に係る経理）

第13条　補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業の導入完了日の属する大阪府の会計年度終了後10年間保存しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

　(1)　補助事業者の行う事業が、第４条に該当しないことが判明したとき

　(2)　補助事業者が、第３条に該当しないことが判明したとき

　(3)　環境省補助金の交付の決定を取り消されたとき

　(4)　本要綱に違反したとき

(5)　補助事業に関して不正など不適切な行為があったとき

（財産の管理及び処分の制限）

第15条　補助事業者は、補助事業により取得した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

２　規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第９号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、耐用年数期間とし、同条第４号及び第５号の規定により知事が定める財産は、取得価格が単価50万円以上の財産とする。

４　第２項の場合において、補助事業者が次の式により算出した額を補助対象経費とみなして算出される補助金相当額以上の額を、知事が定める期日までに府に納付するとき（知事が定める期日までに納付がない場合は、期日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年５％の割合で計算した利息を併せて納付するとき）は、知事は、規則第19条の承認を行うことができる。

{第３項に規定する財産の補助対象経費－個々の財産の補助対象経費をそれぞれの経費に応じた前項の知事が定める期間で除した額（１円未満切捨て）の総額×補助金の交付を受けた日から知事が定める期日までの日（１年未満切捨て）｝

５　知事は、事業開始時に想定しえなかった事象の発生、その他特別な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、承認を行うことができる。

６　知事は、補助事業者に対し交付すべき補助金（規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものに限る。）の未交付額があるときは、第４項の納付額と当該未交付額とを相殺することができる。

（報告義務）

第16条　知事は、補助金に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係者の事務所、事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

２　補助事業者は、補助金の交付申請後、規則第２条第２号イ～ハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに該当事項届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（その他必要な事項）

第17条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年８月20日から施行する。

（様式第１号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度　燃料電池バス導入促進事業費補助金交付申請書

標記補助金に係る事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第４条及び燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　補助事業の目的・内容等

　　「　　　年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業）交付申請書類一式」の写し及び様式第１－２号「事業計画書」のとおり。

２　補助金交付申請額

（１）補助事業に要する経費　　　金　　　　円

（２）補助金交付申請額　　　　　金　　　　円

３　補助事業完了予定期日

　　　　　年　月　日

（別紙）（様式第１－２号）

事業計画書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象燃料電池バスの場所（事業所） | 所在地 | 大阪府 |
| 名称 |  |
| 補助対象燃料電池バスの運行方法 | 運行ルート（図面添付） |  |
| 運行日数（日／年） |  |
| 運行時間（時間／日） |  |
| 運行距離（km／年） |  |
| 水素使用量（kg／年） |  |
| CO2削減量（t／年）（※１） |  |
| 補助対象燃料電池バスに充填するため利用する水素ステーション | 場所（図面添付） |  |
| 設置者 |  |
| 運営者 |  |
| 利用可能時間 |  |
| 水素利活用の促進に関する取組（※２） |  |
| その他参考事項 |  |

※１　環境省の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請用＞ハード対策事業計算ファイル（C.輸送機器用）」により算定した年間CO2削減量を記載

【環境省ホームページ】

　　　　<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html>

※２　要綱第９条に定める取組内容を記載

（様式第１－３号）

要件確認申立書

大阪府知事　様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、燃料電池バス導入促進事業費補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、**はい・いいえ**のどちらかを○で囲んでください。

|  |
| --- |
| 申　　立　　事　　項 |
| １ | 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等（以下「代表者等」という。）が、大阪府暴力団排除条例第２条第１号に規定する**暴力団**、同条第２号に規定する**暴力団員**、同条第３号に規定する**暴力団員等**及び同条第４号に規定する**暴力団密接関係者**である。 | はい・いいえ |
| ２ | 代表者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、**暴力団**又は**暴力団員**を利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ３ | 代表者等が、**暴力団**又は**暴力団員**に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に**暴力団**の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 | はい・いいえ |
| ４ | 代表者等が、**暴力団**又は**暴力団員**であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。 | はい・いいえ |
| ５ | 代表者等が、**暴力団**又は**暴力団員**と社会的に非難されるべき関係を有している。 | はい・いいえ |
| ６ | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ７ | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| ８ | 規則第２条第２号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。 | はい・いいえ |
| ９ | 間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。 | はい・いいえ |
| 10 | 暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。 | はい・いいえ |

　　　　年　　月　　日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

※「１」～「７」で「はい」に「○」を付けた場合及び「８」～「10」で「いいえ」に「○」を付けた　場合は、補助金の支給を受けることはできません。

（様式第１－４号）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る交付申請を行うにあたり、規則第２条第２号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部に提供することに同意します。

（読み仮名）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

補助事業者氏名：

生年月日：　　　　　年　　　　月　　　　日

住　　　　所　：

《法人の場合：役員情報》

（読み仮名）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

役員等氏名　：

生年月日　：　　　　　年　　　　月　　　　日

住　　　　所　：

（読み仮名）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

役員等氏名　：

生年月日　：　　　　　年　　　　月　　　　日

住　　　　所　：

（読み仮名）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

役員等氏名　：

生年月日　：　　　　　年　　　　月　　　　日

住　　　　所　：

（読み仮名）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

役員等氏名　：

生年月日　：　　　　　年　　　　月　　　　日

住　　　　所　：

（読み仮名）　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

役員等氏名　：

生年月日　：　　　　　年　　　　月　　　　日

住　　　　所　：

　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

（様式第２号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る事前着手届出書

　　　　年　月　日付けで交付申請の標記に係る事業について、燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第６条第２項の規定により下記のとおり届け出ます。

　なお、本件申請について交付決定がなされなかった場合においても、何ら異議は申し立てません。

記

１　事前着手の理由

２　着手（予定）年月日

　 年　月　日

（様式第３号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け大阪府指令　　第　　号により交付決定の通知があった上記補助事業の計画（事業内容・経費配分）を下記のとおり変更したいので、大阪府補助金交付規則第６条第１項第１号･第２号及び燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により申請します。

記

１　変更の理由

２　変更の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 補助事業に要する経費 | 補助金交付決定額 | 備考 |
| 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

※別紙積算明細のとおり

（注）１　経費配分の変更を伴う場合のみ上記の表に記載すること。

２　変更の理由及び内容は、できるだけ詳細に記入すること。

（様式第３号別紙）

補助事業に要する経費の積算明細

変更前・変更後のそれぞれの事業費、積算明細を記載。（変更部分のみ）

　　　　　　（単位　円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 細目 | 変更前事業費 | 変更前積算明細 | 変更後事業費 | 変更後積算明細 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

（様式第４号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け大阪府指令　　第　　号により交付決定の通知があった上記補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、大阪府補助金交付規則第６条第１項第３号及び燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第７条第２項の規定により申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

２　中止の期間

（様式第５号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

　　　　　年　　月　　日付け大阪府指令　　第　　号により交付決定の通知があった上記補助事業の遅延等について、大阪府補助金交付規則第６条第１項第４号及び燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の進捗状況

２　補助事業に要した経費

３　遅延等の内容及び原因

４　遅延等に対してとった措置

５　補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延等の理由を立証する書類を添付すること。

（様式第６号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る導入実績報告書

　　　　　年　　月　　日付け大阪府指令　　第　　号により交付決定の通知があった上記補助事業を完了しましたので、大阪府補助金交付規則第12条及び燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　実施状況報告書

「　　　年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業）完了実績報告書」の写しのとおり。

２　補助金の交付決定額とその精算額

交付決定額　金　　　　　　円

精　算　額　金　　　　　　円

３　補助事業決算書

「　　　年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業）完了実績報告書」の写しのとおり。

　４　添付資料

(1)　環境省補助金の完了実績報告書の写し

(2)　購入車両の自動車検査証

(3)　燃料電池バス販売会社と補助事業者との売買契約書等の写し

(4)　リース契約の場合は、その契約書等の写し

(5)　燃料電池バスの導入に係る支払証憑（領収書の写し等）

(6)　補助対象燃料電池バス及び主に利用する水素ステーションの写真並びに水素の充填実績を確認できる書類（領収書の写し等）

(7）その他知事が必要と認める書類

（様式第７号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る利用実績報告書

　標記補助事業について、燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第11条第３項の規定により下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 報告対象期間 | 年　月　日から　年　月　日まで |
| 補助対象燃料電池バスの場所（事業所） | 所在地 | 大阪府 |
| 名称 |  |
| 補助対象燃料電池バスの運行状況 | 運行ルート（図面添付） |  |
|  | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |  |
| 運行日数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運行時間数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運行距離（km） |  |  |  |  |  |  |  |
| 水素使用量（kg） |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | 年度計 |
| 運行日数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運行時間数 |  |  |  |  |  |  |  |
| 運行距離（km） |  |  |  |  |  |  |  |
| 水素使用量（kg） |  |  |  |  |  |  |  |
| 水素燃料以外の経費（検査・修理費等） |  |
| 水素利活用の促進に関する取組として果した機能 | ※要綱第９条をもとに取組んだ内容等を記載 |
| その他参考事項 |  |

（様式第８号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る交付請求書

　　　　　年　　月　　日付け大阪府指令　　第　　号により補助金の額の確定通知があった上記補助金について、燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第12条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　円

　　（内訳）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金確定額 | 金　　　　　　　円 |
| 受領済額 | 金　　　　　　　円 |
| 今回請求額 | 金　　　　　　　円 |
| 残額 | 金　　　　　　　円 |

　２　添付資料

(1)　環境省補助金の「交付額確定通知書」の写し

(2)　環境省補助金の「精算払請求書」の写し

（様式第９号）

　　年　　月　　日

大阪府知事　様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

　　年度燃料電池バス導入促進事業費補助金に係る取得財産処分承認申請書

　標記補助金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第19条及び燃料電池バス導入促進事業費補助金交付要綱第15条第２項の規定により申請します。

記

１　取得財産の品目及び取得年月日

２　取得価格及び時価

３　処分の方法

４　処分の理由

（様式第10号）

該当事項届出書

大阪府知事　様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則第２条第２号イ～ハに規定する次の各号のうち、第○号に該当する者となったので、本書面を届け出ます。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

３　暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

４　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

５　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名